

社会福祉法人新南陽福祉の役員等報酬規程

平成 28 年 12 月 21 日

制 定

改正 令和 7 年 7 月 3 日

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人新南陽福祉の会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の支給及び算定方法）

第2条 非常勤役員等には、次の各号のとおり業務に応じた報酬を支給する。

(1) 理事長には、月額 10 万円の報酬を支給する。ただし、月の途中で就任又は退任する場合は、日割り計算せず 1 か月分を支給する。

(2) 理事には、理事会等会議への出席及び法人業務のための出務に応じて、1 回あたり 7 千円の報酬を支給する。

(3) 監事には、理事会及び評議員会等会議への出席並びに法人業務のための出務（以下この号において「会議出席等」という。）に応じて、1 回あたり 7 千円、監事監査の出務に応じて、1 回あたり 1 万円の報酬を支給する。

ただし、同日に会議出席等及び監事監査があった場合、監事監査の出務に応じた報酬を支給する。

(4) 評議員には、評議員会等会議への出席及び法人業務のための出務に応じて、1 回あたり 7 千円の報酬を支給する。

2 前項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に定める 1 回あたりとは、暦日にいう 1 日以内の出席をいい、同日に 2 以上の会議等に出席した場合も 1 回とする。

3 役員等が法人の職務のために出張したときは、社会福祉法人新南陽福祉の会職員等旅費規程に基づき、旅費を支給する。

（法人職員給与との併給）

第3条 社会福祉法人新南陽福祉の会職員給与規程の適用を受ける者が役員等を兼ねる場合は、役員等報酬は支給しない。

（報酬の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬の支給日は、次の各号によるものとする。

(1) 理事長の報酬は、法人の職員給与の支給日に支給する。

(2) 理事長以外の役員等の報酬は、会議等に出席した日に支給する。

（公表）

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2

第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人新南陽福祉の会報酬規程（平成4年3月27日制定）は廃止する。

附則（令和7年6月19日一部改正）

この規程は、定款の変更認可があった日から施行する。（令和7年7月3日認可）